市民第　　９６７号
平成２６年　１月１５日

三重県土地家屋調査士会　　御　中

四日市市長　　田中　俊行

住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の導入について（依頼）

寒さ厳しき折、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当市におきましては、平成２６年２月３日から事前登録した方の住民票の写しや戸籍の証明を第三者に交付した場合に、交付の事実を登録者本人にお知らせする制度を導入することとなりました。
これにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能となり、不正請求が発覚する可能性が高まることから、抑止効果を期待しております。
つきましては、本人通知制度の導入趣旨をご理解いただき、円滑な実施に向けての、ご協力の程賜りますようお願い申し上げます。
本実施につきまして、ご不明な点がございましたら、下記までお問合せいただきますよう併せてお願い申し上げます。なお、本制度の要綱については、四日市市役所のホームページに掲載しております。

四日市市役所　市民文化部　市民課
担当：坂倉、西山
☎０５９－３５４－８１５２

四日市市住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度の実施について

1. 制度概要

この制度は、事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。

2. 制度の目的

本人通知をすることにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能になります。また、制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されます。

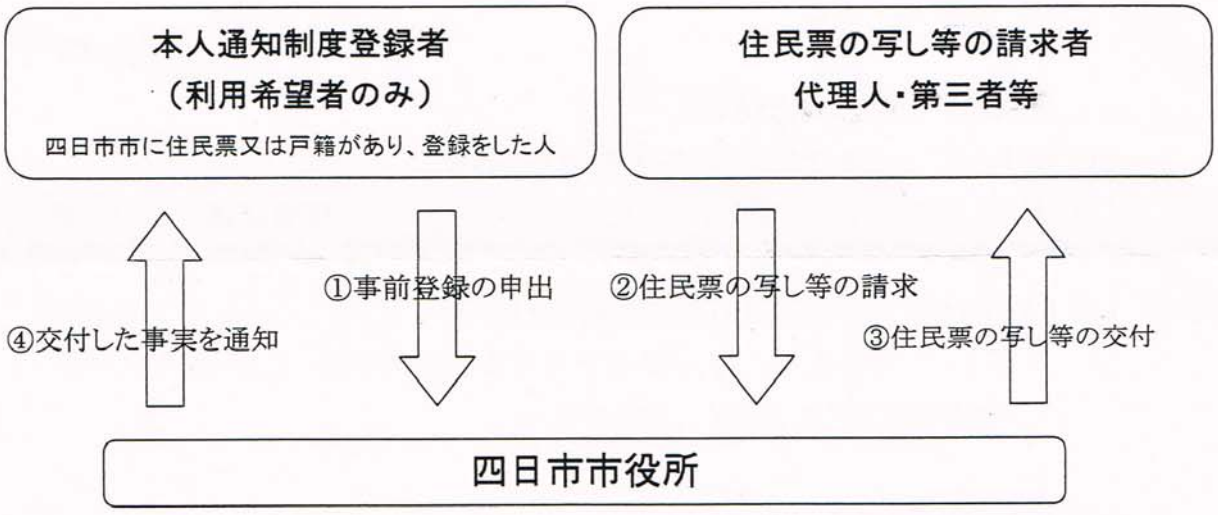

3. 登録できる方

・本市の住民基本台帳に記載されている人（住民基本台帳から除かれた人を含む）
・本市の戸籍に記載されている人（戸籍から除かれた人を含む）

4. 通知の内容

（1） 交付年月日
（2） 交付した証明書の種別（住民票の写し等）
（3） 交付枚数
（4） 交付請求者の種別【代理人・第三者（個人・法人・8業士）】

※交付請求者の氏名・住所等の個人情報は通知しません。

5. 登録期間

登録した日から3年間

引き続き登録を希望される方は、登録期間満了日の 1 ヶ月前から登録の更新ができます。(登録者あてに更新手続について通知します。)

6. 登録手続き

登録を希望する方は、本人確認書類(運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど)を持参の上、市民課(四日市市役所1階)にて手続をしていただきます。

なお、更新については、最寄りの地区市民センター(中部地区を除く)、楠総合支所、市民窓口サービスセンターでもお預かりします。

7. 対象となる証明書

(1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し

(2) 戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明書

※除票・除籍を含む

8. 本人通知の対象とならないもの

(1) 本人、同一世帯の方からの住民票の写しの請求

(2) 本人、同じ戸籍に記載されている方及びその直系の尊属卑属からの戸籍の写しの請求

(3) 国または地方公共団体の機関からの請求

(4) 弁護士・司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続・紛争処理についての代理業務に使用するための請求

9. 制度実施スケジュール

平成26年1月15日　市長記者会見

平成26年1月下旬　広報よっかいち1月下旬号に周知記事を掲載

平成26年2月3日　制度開始

〈問い合わせ先〉
市民文化部市民課　坂倉・西山
TEL　059-354-8152